

2022年4月から開始される不妊治療の保険適用について

2022年4月より不妊治療の保険適用が開始され、当院でも保険診療を基本とすることになりました。

ただし、43歳以上の方、回数制限を超えた方、保険適用外の診療をご希望の方は今までと同じく当院独自の自費診療となります。

どちらで行ったとしても、当院の診療のクオリティーが変わることはありません。

なお、保険適用について変更があった場合は、随時更新致します。

保険適用の概要

○保険適用の診療

- 1、一般不妊治療（タイミング法、人工授精）
- 2、生殖補助医療（体外受精、顕微授精、胚移植等）

○保険診療にあたっては以下の制限があります。

1、年齢制限

治療開始時において女性の年齢が43歳未満であること

2、回数制限

初めての治療開始時点の女性の年齢

40歳未満	1子ごとに通算6回まで（胚移植回数）
40歳以上43歳未満	1子ごとに通算3回まで（胚移植回数）

○窓口での負担額が保険診療の治療費の3割となります。

例 自然周期、自然周期変法を行い胚移植した場合 約7～15万円（約24～50万円）

刺激周期変法を行い全凍結、融解胚移植した場合 約10～20万円（約36～65万円）

※採卵数、受精方法等により料金が異なります。

※薬剤、診察代等は別途。

また、治療費が高額の場合の月額上限（高額療養費制度）もあります。

○以下の方は、自費診療となります

- ・ 43歳以上の方、回数制限を超えた方
- ・ 保険適用外の診療を行う方

○年度をまたぐ一回の治療について、経過措置として助成金の対象となります。

○施行当初の年齢制限・回数制限の経過措置があります。

厚生労働省ホームページより

不妊治療保険適用リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/000913267.pdf>

不妊治療の保険適用に関する資料集

<https://www.mhlw.go.jp/content/000913401.pdf>

不妊治療保険適用に関する Q&A

<https://www.mhlw.go.jp/content/000913547.pdf>

高額療養費制度

<https://www.mhlw.go.jp/content/000333280.pdf>

2022.3.28

医療法人登誠会 諏訪マタニティークリニック

諏訪リプロダクションセンター